

## 大会社か否かの判断について(期中増減資をした会社)

### 1、大会社の要件—下記のいずれかに該当

①資本金の額が5億円以上

②負債の額が200億円以上

(最終事業年度に係る貸借対照表で判断する)

### 2、大会社の適用時期—期中に増資等により上記に該当した場合

①大会社か否かの判定は、最終事業年度に係る貸借対照表に計上した数字をもって判断します。

②貸借対照表⇒株主総会で承認された内容が最終貸借対照表となります。

※会計監査人設置会社は取締役会で承認を受けた貸借対照表

③決算公告は、次年度の決算承認株主総会日、翌日以降に掲載します。

④そのため、期中にこれらの数字に変動があっても、大会社の要件該当性の判断に当たっては関係がありません。(適用は来期からになります)

### 3、例(決算月が3月31日の場合)

①9月末に増資をして資本金が3億から6億になった場合

大会社以外の会社(今期決算公告に <b>損益計算書不要</b> )					来期	
今期				来期		
4月1日		9月30日		3月31日		6月15日
期首	→	期中	→	期末 決算確定	⇒	決算承認総会
3億		6億		6億		6億
						⇒ 6月16日以降大会社

②9月末に減資をして資本金が6億から3億になった場合

大会社(今期決算公告に <b>損益計算書必要</b> )					来期	
今期				来期		
4月1日		9月30日		3月31日		6月15日
期首	→	期中	→	期末 決算確定	⇒	決算承認総会
6億		3億		3億		3億
						⇒ 6月16日以降大会社以外の会社